

第 15 章 定期報告

1	定期報告を要する工事の規模	2
2	定期報告の期間	4
3	定期報告に必要な書類	5

1 定期報告を要する工事の規模

法令

【法律】

第19条（定期の報告）

第12条第1項の許可（政令で定める規模の宅地造成等に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 略

第38条（定期の報告）

第30条第1項の許可（政令で定める規模の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事に係るものに限る。）を受けた者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間ごとに、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況その他主務省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

2 略

【政令】

第23条（中間検査を要する宅地造成又は特定盛土等の規模）

法第18条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、次に掲げるものとする。

- 一 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 二 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 三 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（前2号に該当する盛土又は切土を除く。）
- 四 第1号又は前号に該当しない盛土であつて、高さが5メートルを超えるもの
- 五 前各号のいずれにも該当しない盛土又は切土であつて、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

第25条（定期の報告を要する宅地造成等の規模）

法第19条第1項の政令で定める規模の宅地造成又は特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第19条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、次に掲げるものとする。

- 一 高さが5メートルを超える土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500平方メートルを超えるもの
- 二 前号に該当しない土石の堆積であつて、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

第33条（定期の報告を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模）

法第38条第1項の政令で定める規模の特定盛土等は、第23条各号に掲げるものとする。

2 法第38条第1項の政令で定める規模の土石の堆積は、第25条第2項各号に掲げるものとする。

解説

法の許可を受けた宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が、政令第25条第1項又は同条第2項（政令第33条第1項又は同条第2項）に規定する規模の宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に係るものに該当する場合にあっては、法第19条第1項（法第38条第1項）の規定により、3月ごとに当該宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の実施の状況等の事項を浜松市長に報告しなければなりません。

第4編 施工編

なお、法第 15 条第 1 項の規定により協議の成立により法の許可があったものをみなされる場合及び同条第 2 項の規定により都市計画法の開発許可を受けてことにより法の許可があったものとみなされる場合も、一定の規模以上の工事は定期報告が必要となります。

定期報告を要する工事の規模は、表 15-1 を参照してください。

表 15-1 定期報告を要する工事の規模

種別	番号	根拠規定	内容
土地の形質変更	①	政令第25条 政令第33条 政令第23条第1号	盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さ2mを超える崖を生ずることとなるもの
	②	政令第25条 政令第33条 政令第23条第2号	切土であって、当該切土をした土地の部分に高さ5mを超える崖を生ずることとなるもの
	③	政令第25条 政令第33条 政令第23条第3号	盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土(①又は②に該当するものを除く)
	④	政令第25条 政令第33条 政令第23条第4号	盛土であって、高さが5メートルを超えるもの(①又は③に該当するものを除く)
	⑤	政令第25条 政令第33条 政令第23条第5号	盛土又は切土であって、盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの(①～⑤に該当するものを除く)
土石の堆積	①	政令第25条第2項第1号 政令第33条第2項第1号	高さが5mを超える土石の堆積で、土地の面積が1,500㎡を超えるもの
	②	政令第25条第2項第1号 政令第33条第2項第1号	② ①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が 3,000㎡を超えるもの

⑤の「盛土又は切土をする土地の面積」には、「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をする土地の面積」を算入する。

補足

- ・ 変更許可を受けて定期報告がいない規模に工事を縮小した場合、変更許可後は定期報告が不要となります。
- ・ 休止中の工事のほか、着手前や準備工などの現場が動いていない場合でも、許可を受けた時点から完了までの間、定期報告は必要です。

2 定期報告の期間

法令

【省令】**第48条（定期の報告の期間）**

法第19条第1項の主務省令で定める期間は、3月とする。

解説

定期報告の期間については、以下のとおりに取り扱います。

- (1) 最初の定期報告は、法の許可を受けた日から3か月以内（許可を受けた日の3か月後の月の当該日に応答する日とする（3か月後の月に応答する日がないときは、3か月後の月の末日とする。））に行うこと。ただし、法の許可を受けた日から3か月以内に、完了検査申請又は土石の除却の確認申請を行う場合は、定期報告は不要とする。

【例】

6月9日に法の許可を受けた場合は、9月9日までに定期報告を行うこと。

8月31日に法の許可を受けた場合は、11月30日までに定期報告を行うこと。

- (2) 2回目以後の定期報告は、前回の定期報告を行った日から3か月以内（前回の定期報告を行った日の3か月後の月の当該日に応答する日とする（3か月後の月に応答する日がないときは、3か月後の月の末日とする。））に行うこと。ただし、前回の定期報告を行った日から3か月以内に、完了検査申請又は土石の除却の確認申請を行う場合は、定期報告は不要とする。

【例】

9月9日に前回の定期報告を行った場合は、12月9日までに定期報告を行うこと。

11月30日に前回の定期報告を行った場合は、2月28日までに定期報告を行うこと。

3 定期報告に必要な書類

法令

【省令】

第48条（定期の報告）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、当該工事が完了するまでの間、報告書に、報告の時点における土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

第50条（定期の報告の報告事項）

法第19条第1項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第3号に掲げる事項については、2回目以降の定期の報告を行う場合に限るものとする。

- 一 工事が施行される土地の所在地
- 二 工事の許可年月日及び許可番号
- 三 前回の報告年月日
- 2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 報告の時点における盛土又は切土の高さ
 - 二 報告の時点における盛土又は切土の面積
 - 三 報告の時点における盛土又は切土の土量
 - 四 報告の時点における擁壁等（法第十三条第一項に規定する擁壁等をいう。）に関する工事の施行状況
- 3 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による工事の実施の状況の報告は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - 一 報告の時点における土石の堆積の高さ
 - 二 報告の時点における土石の堆積の面積
 - 三 報告の時点における堆積されている土石の土量
 - 四 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

解説

定期報告に必要な書類は、表 15-2 を参照してください。

表 15-2 定期報告に必要な書類

種別	書類名称	根拠規定	備考	様式
許可申請書	定期報告書	省令第48条、第50条	<ul style="list-style-type: none"> ・1部提出すること ・この様式に必要な事項を記載し提出することで、省令第50条に規定する報告事項を報告することができる 	作成様式6、7
	委任状	行政書士法第1条の3、建築士法第21条ほか	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人が許可申請手続き及び許可書等の受領等を行う場合は、委任状、受任者(代理人)、委任事項及び作成日が記載された委任状の提出が必要。 ・行政書士法による場合は、行政書士個人又は行政書士法人が代理人となる ・建築士法による場合は、建築士個人が代理人となる ・委任状は許可申請者である工事主が作成するものなので、代理人が修正及び追記することはできない 	参考様式7 (これによらない場合も可)
写真	報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真	省令第48条	<ul style="list-style-type: none"> ・工事をする土地の区域を明示すること(赤線で囲むこと) ・2方向以上で、撮影日時、敷地の現況、接道する道路の現況、報告事項がわかるもの ・定期報告書を提出する日の7日以内に撮影したもの 	
その他	写真の撮影箇所を示した図面	省令第48条	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の平面図、排水施設の平面図等に写真を撮影した箇所を明示したもの 	
	その他市長が必要と認める書類		<ul style="list-style-type: none"> ・工事内容や定期報告事項の内容によって、工事の実況を把握するために必要な書類 	